

公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備評価委員会設置規程

1 目的

地域保健の推進においては、保健所が重要な役割を果たしており、その機能を十分に発揮するためには、公衆衛生医師の確保が重要であるが、一部の地方公共団体においてはその確保の困難な状況が見受けられる。

また、平成17年1月に取りまとめられた「公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関する検討会報告書」においても、公衆衛生医師の育成・確保のために、育成のための研修計画の策定、人事異動及び人事交流を通じての人材育成（ジョブ・ローテーション）の充実、保健所への医師の複数配置等の対策、公衆衛生医師の職務に関する普及啓発の必要性等が確認された。

よって今般、地方公共団体における公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備の評価を行い、地方公共団体における効果的な人材育成及び確保施策に資することを目的として、公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備評価委員会（以下「環境整備評価委員会」という。）を設置する。

2 業務

公衆衛生医師の育成・確保の環境整備に関する調査の結果をもとに、下記の事項について検討する。

- (1) 公衆衛生医師の育成・確保の環境整備のための評価とその公表に関すること。
- (2) 公衆衛生医師の職務に関する普及啓発に関すること。
- (3) その他、公衆衛生医師の育成・確保に関すること。

3 組織・委員

- (1) 環境整備評価委員会は、委員10名以内で組織する。
- (2) 環境整備評価委員会は、原則として、地域保健対策に関する事項に精通した専門家や、保健所などの公衆衛生業務に携わり、深い経験を有する者を委員とする。
- (3) 環境整備評価委員会の委員は、健康局長が選任する。
- (4) 環境整備評価委員会に座長を置き、委員の互選によって選出する。座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代理する。
- (5) 委員の任期は原則として1年とする。ただし、委員に欠員が生じたときは、それを補充することができるものとし、当該委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (6) 委員は、再任されることができる。
- (7) 必要に応じて環境整備評価委員会の下に小委員会を設置することができる。

(8) 環境整備評価委員会は小委員会の委員を選任する。

(9) 小委員会の組織は別途定める。

4 委員の留意事項

環境整備評価委員会の委員は、評価等にあたって知り得た個人情報等について他に漏らしてはならない。

5 議事

(1) 環境整備評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

(2) 環境整備評価委員会の議事は、会議出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

6 環境整備評価委員会の庶務

環境整備評価委員会の庶務は、健康局総務課公衆衛生医師確保推進室がこれを行う。

7 雑則

本規程に定めるもののほか、環境整備評価委員会の運営に関し必要な事項は、座長と健康局総務課公衆衛生医師確保推進室が協議の上定める。